

奈良県告示第二百八十号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十四条第一号の規定により、次の肥料の登録は失効した。

平成二十八年二月五日

奈良県知事 荒井正吾

登録番号 （奈良県）	肥料の種類	肥料の名	保証成分 量（％）	その他 の規格	生産業者の氏名又は 名称及び住所	失効年月 日
第五三二 号	蒸製てい 角粉	12・0 蒸製てい 角粉	窒素全量 一二・〇	該当な し	志野和彦 磯城郡三宅町大字 但馬三四二の三	平成二十 七年十一 月二十四 日
第五三六 号	蒸製骨粉	23・0 蒸製骨粉	窒素全量 三・五 りん酸全 量 二三・〇	公定規 格のと おり	志野和彦 磯城郡三宅町大字 但馬三四二の三	平成二十 七年十一 月二十四 日
第五三八 号	蒸製皮革 粉	10・0 蒸製皮革 粉	窒素全量 一〇・〇	該当な し	志野和彦 磯城郡三宅町大字 但馬三四二の三	平成二十 七年十一 月二十四 日